【令和3年8月1日から】利用者負担の段階要件と軽減後の各負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階		利用者負担の段階要件		居住費等				食費	
		課税・収入要件等	預貯金等の資産状況	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床 室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所サービス
第1段階		・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階		本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 ※+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下 の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 ※+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超 120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 ※+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超 の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

赤枠部分は、令和3年8月1日以降の変更箇所

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

【注意事項】

- ・住民税非課税世帯の方でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合(内縁含む)は支給対象になりません。
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。
- ・令和3年8月1日以降も、第2号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金などが単身1000万円以下、夫婦2000万円以下であれば支給対象となります。